

栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 燃料費高騰等に伴う特別高圧電気料金の高騰の影響を受ける、県内で事業を行う中小企業者を支援するため、「栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金（以下「補助金」という。）」を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するものをいう。ただし、みなし大企業は除く。

2 この要領において「みなし大企業」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象者)

第3条 この要領による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業者

栃木県内の事業所等において、小売電気事業者等との特別高圧の受電契約により電気を使用する中小企業者

イ 工業団地協同組合

栃木県内に所在する工業団地等における協同組合であり、共同受電事業のため、当該組合が代表して小売電気事業者等と特別高圧の受電契約を締結している者

ウ 商業施設等運営企業

栃木県内の商業施設等を管理・運営する事業者で、小売電気事業者等と特別高圧の受電契約を締結している者であり、当該施設に入居して電気料金を負担する中小企業者がいる者

(2) 次の全てに該当しないもの

ア 栃木県が実施する他の電気料金高騰の負担軽減を趣旨とする補助金等の交付対象

となる者

- イ 電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者
- ウ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団構成員等
- エ 国、法人税法別表第一に掲げる公共法人
- オ 政治団体
- カ 宗教上の組織又は団体
- キ 補助金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は次の表に定めるところによる。

特別高圧電力使用期間	補助金の額
令和5年4月分から 令和5年8月分	栃木県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき、中小企業者又は工業団地協同組合が使用し、費用を負担した電気の使用量（使用電力量）1 kWhあたりに3.5円を乗じた額
令和5年9月分から 令和6年3月分	栃木県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき、中小企業者又は工業団地協同組合が使用し、費用を負担した電気の使用量（使用電力量）1 kWhあたりに1.8円を乗じた額

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類及び資料を添付し、提出しなければならない。

- ア 補助金申請に係る宣誓・同意書（様式第2号）
- イ 補助金交付申請額計算書（様式第3号）
- ウ 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料
- エ 特別高圧の受電契約に基づく各月分の電気使用量が確認できる資料
- オ 履歴事項全部証明書（法人の場合で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。個人の場合は、本人確認書類の写し。）
- カ 中小企業者一覧（様式4号）※商業施設等運営企業のみ
- キ 中小企業者の入居等が確認できる資料 ※商業施設等運営企業のみ
- ク 中小企業者が使用した電気の使用量の根拠となる資料 ※商業施設等運営企業のみ
- ケ その他知事が必要と認める書類

(申請の単位及び受付期間)

第6条 申請者は、特別高圧電力の受電契約をする事業所や施設等を単位として、申請を行うこととする。

2 補助金の申請受付は、次の表に定めるところによる。

特別高圧電力使用期間	受付期間
令和5年4月分から6月分	令和5年8月1日(火)から令和5年9月29日(金)まで
令和5年7月分から9月分	令和5年11月1日(水)から令和5年12月28日(木)まで
令和5年10月分から12月分	令和6年2月1日(木)から令和6年3月15日(金)まで
令和6年1月分から3月分	令和6年5月1日(水)から令和6年6月14日(金)まで

(交付決定の通知)

第7条 知事は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定したときは、すみやかに補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助金の交付を申請した者に対し通知するものとする。

(交付の請求及び補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定により交付の決定を通知したときは、交付決定日に申請者からの交付の請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(工業団地協同組合又は商業施設等運営企業における中小企業者への負担軽減)

第9条 工業団地協同組合又は商業施設等運営企業は、前条により補助金の交付を受けたときは、組合員又は施設内の中小企業者に対して、それぞれの電気料金負担状況を踏まえ、補助金を活用し負担軽減を図らなければならない。

(調査)

第10条 知事は、適正な事務の執行のため必要があると認めるときは、申請者等関係者に対して申請内容に係る詳細な説明又は追加資料の提出を求めるとともに、関係帳票の確認又は現地調査等を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 申請内容に虚偽又はその他不正行為があると認める場合

(2) 前号に該当しない場合であって、当該事業者に交付されるべき補助金の額を超えて交付を受けた場合、当該交付されるべき額を超えて支払われた部分の額

- 2 知事は、前項第1号に該当すると認められた場合においては、不正受給と認められた日又は補助金の交付決定を取り消した日以後、当該事業者には補助金を交付しないものとする。
- 3 知事は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5(2023)年7月7日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6(2024)年1月15日から施行する。